

社会系教科教育学会倫理規程

2020年2月22日 理事会決定

社会系教科教育学会は、社会系教科教育学の調査・研究、教育および学会の運営にあたって依拠すべき倫理上の基本原則を定め、ここに「社会系教科教育学会倫理規程」を制定する。社会系教科教育学会会員（以下、会員）は、学習者の成長、研究の発展と社会への貢献のために、本規程を十分に理解して、これを遵守しなければならない。

本学会は、上記の主旨に基づき、以下の条項を定める。

1 会員の社会的責任

会員は、研究の実施にあたって、社会系教科教育学の発展に寄与しようとする積極的意思をもたなければならない。研究の対象に対して常に敬意を払い、並びに事実の公平・公正な解釈と事実に基づく証明に努めなければならない。

2 成果の公表に伴う責任

会員は、研究成果および専門的意見の公表に際して、以下の点に留意し、研究者としての社会的責任を自覚して行わなければならない。

- ・つねに基本的人権に配慮する。
- ・個人のプライバシーや社会的規範を犯す行為をしない。
- ・他人の研究成果を盗用する、データや研究結果等を捏造する、研究活動によって得られたデータや研究結果等を改ざんする、著作権を侵害するような行為をしない。
- ・二重投稿をしない(例えば、一部のデータや事例、学習指導案や授業記録などを追加・変更しただけで、論文のテーマや結論が同じ場合は二重投稿に該当する)。
- ・共同研究の場合には、共同研究者の同意を得るとともに、その権利と責任に十分配慮する。
- ・他の著作物から引用ならびに他の著作物を参照して述べる場合は本文中に必ず明記し、註あるいは引用文献に記載する。

3 研究協力者への説明責任

会員は、研究協力者について、研究の目的、方法およびその成果の公表に関して説明責任を負うとともに、研究協力者の人権を尊重し、個人情報などの秘密保持に配慮し、名誉を傷つけることおよび身体的苦痛や心理的苦痛を与えることがあってはならない。

4 秘密保持・情報管理責任

会員は、研究活動で得られた情報を厳重かつ適正に管理し、研究等に関する社会的規範の範囲をこえて、こうした情報等を目的以外に使用してはならない。併せて、プライバシーに関する情報については、関連する法規範を遵守しなければならない。

5 教育と啓発への貢献責任

会員は、自己の専門知識と経験を生かして、将来を担う研究者・教育者の指導・育成に努める。また得られた知的成果の公開に努め、人々の啓発活動に貢献する。

以上